

第二假定による將來人口の推定計算

年次	乳兒死亡率	要出生數	推定出生數	一九三六年度の 妊孕率による 推定出生數	一九三六年度の 妊孕率に對する 要向上率
一九三八	(出生百に對) 六・四〇	一、六四九	一、四八〇	一、四二四	三・九*
一九三九	六・二二	一、六四五	一、五四三	一、四四三	六・九
一九四〇	六・〇三	一、六四一	一、五八八	一、四四五	九・九
一九四一	五・八三	一、六三七	一、六〇〇	一、四一八	一二・九
一九四二	五・六三	一、六三四	一、六一三	一、三九三	一五・九
一九四三	五・四三	一、六三〇	一、六三〇	一、三六九	一九・〇
一九四四	五・二六	一、六二六	一、六二六	一、三五三	二〇・二
一九四五	五・〇八	一、六二三	一、六二三	一、三三九	二一・二
一九四六	四・九二	一、六一〇	一、六一〇	一、三二五	二二・二
一九四七	四・七六	一、六一七	一、六一七	一、三一六	二二・九
一九四八	四・六一	一、六一四	一、六一四	一、三〇六	二三・六
一九四九	四・四六	一、六一一	一、六一一	一、二九七	二四・二
一九五〇	四・三二	一、六〇九	一、六〇九	一、二八八	二四・九
一九五一	四・一八	一、六〇六	一、六〇六	一、二七七	二五・七
一九五二	四・〇四	一、六〇三	一、六〇三	一、二六七	二六・六
一九五三	四・〇〇	一、六〇三	一、六〇三	一、二五八	二七・四

*一九三六年に對する此の向上率は實數なり。

一九三九年の出生過不足

尙、一九三九年の出生數が右第二假定の要求する國家的必需量を充足してゐるか如何かに就ては本誌前前號の章報記事「一九三九年獨逸の婚姻、出生及死亡統計の發表」中にも載つてゐる如くで、本推定の第二假定による要出生數(舊領内、舊埃太利及びブズデーシ獨逸地方)は一、六四五(千)、推定出生數は一、五四

Bevölkerungsentwicklung im Deutschen Reich. 第二 假定部分に就いては同じく Wirtschaft und Statistik 1939 Nr. 6 を参照)

獨逸に於ける結婚貸付金申込者の健康診断成績

一九三九年上半年(一九三九年一月一日より六月三十日に至る)に於て總計三四一、七二八人の結婚貸付金申込者が衛生官吏の健康診断を受け、内八、一三三八人(二・三五%)が健康或は遺傳生物學的的理由に據り不合格となつた。一九三八年度に於て衛生官吏の結婚有效證明書の下附を拒絶された者は申込者總數の一・六七%であるが之に比すると今回は約其の半ばの増率である。此の不合格者増率の原因は結婚貸付金申込者の健康診断を行ふ者に對する新指針の適用にある。新指針によると就中生殖能力の如何を特に注意せねばならぬ事になつてゐる。又遺傳性疾患の素因の存在する場合結婚貸付金授與の上申を行ひ得るや否やの問題は血族の全遺傳價值によつて判斷しなければならぬ。近親(兩親、同胞、或は子供)に遺傳病子孫防止法(斷種法)の意義に於ける遺傳病患者が一名でも存在する時は、貸付金授與の上申を行ふ事は出来ない。特に此の二つの理由により申込者の嚴重な選擇が行はれ従つて高率の不合格者が出たのである。

右健康診断成績を更に内譯すると獨逸全國に於て衛生官吏の健康診断を受けた貸付金申込者は男一六七、〇四九、女一七四、六七九、此の内健康上又は遺傳性疾患の素因ある爲に不合格となつた者は男三、六二〇(二・一七%)、女四、五一八(二・五九%)又其の内自身

